

流域における対策

保水・遊水機能の維持・増大

雨水貯留浸透施設（学校・公園等）の整備：

雨水を学校の校庭や公園などで一時的にためたり、地下に浸透させることにより、雨水が川や水路へ一気に流れ込まないようにします。

市川市の真間川流域では、現在 27 箇所の学校と 3 箇所の公園に整備されています。

<通常時>



<大雨時>



雨水小型貯留施設（雨水タンク等）の設置：

雨水浸透施設（浸透柵・浸透トレンチ）の設置：

雨水を家の庭などで一時的にためたり、地下に浸透させることにより、雨水が川や水路へ一気に流れ込まないようにします。

「市民あま水条例」

市川市では、市民との協働による良好な水循環の保全、雨水の流出抑制、水資源の有効利用を目的として、平成 17 年 7 月 1 日に「市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例」（通称「市民あま水条例」）を施行しました。

条例に基づき、市では、浸透効果の高い地区を選定して、集中的に浸透施設を設置し、モニタリングを行う「あま水浸透推進モデル事業」を実施し、イベントや市広報による各雨水施設の普及・啓発に取り組むとともに、市民には、以下のとおり各雨水施設の設置に協力していただいています。

- ①浸透適地^{※1}における、新築・増築に対して雨水排水計画の届出を義務とする。
- ②浸透適地における、既存建築物への雨水浸透施設の設置、および市内全域における新築・増築・既存建築物への雨水小型貯留施設の設置については、助成金交付制度（下表参照）を活用することができる。

また、浸水被害の軽減や良好な水循環の保全・復元を図るためには、河道改修等の行政の施策だけではなく、市民一人ひとりが自己の所有する宅地に降った雨水を宅地内でためたり、浸透させることにより、外部への流出を減らすことが重要です。

【市川市雨水浸透施設設置等助成金交付制度】

種 類	助 成 金 の 額	対 象 区 域
雨水小型貯留施設	雨どい取付型（雨水タンク） 購入費、設置に係る費用の2分の1を助成。 ただし、25,000円を限度額とする。	市内全域
	浄化槽転用型 浄化槽洗浄とポンプ設置工事に係る費用の3分の2を助成。 ただし、80,000円を限度額とする。	
雨水浸透施設	「市川市雨水小型貯留施設及び雨水浸透施設設置基準」に基づき施設を計画し、市で定める標準算定基準により算出した額を助成。	浸透適地内

※1) 浸透適地・・・地面の雨水浸透能力が高く、雨水浸透施設を設置するのに適した地域のことで、市川市では主に北部のローム台地と中南部の砂質土分布地域が浸透適地である。

市民あま水条例、および助成金交付制度については、「市川市 水と緑の部 河川・下水道管理課」までお問合せ下さい。